

安芸市地域おこし協力隊設置要綱

(設置)

第1条 人口減少や高齢化等が進行している地域において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定着を図るため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号。以下「推進要綱」という。）に基づき、安芸市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

(協力隊の活動)

第2条 協力隊は、地域力の維持・強化に資する次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域行事や地域コミュニティ活動に関する活動
- (2) 集落活動センターの運営に関する活動
- (3) 地域住民の生活支援に関する活動
- (4) 地域資源の発掘及び地域資源の活用に関する活動
- (5) 農林水産業への支援活動
- (6) 観光交流事業に関する支援活動
- (7) その他、地域力の維持と地域おこし及び地域活性化に資する活動

(協力隊の任用)

第3条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次の各号の要件を全て満たす者のうちから、市長が任用する。

- (1) 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から安芸市内へ移し、住民票を異動させた者（市内において異動した者及び委嘱を受ける前に既に市内に定住・定着している者（既に住民票の異動が行われている者等）については、原則として含まない。）
- (2) 過疎地域の活性化に意欲があり、地域住民と生活をともにする意志のある者

(任用等)

第4条 隊員の任用期間は、1年以内とし、最長3年まで更新することができるものとする。

2 任用を更新する場合には、年度ごとに更新することとする。

(活動時間)

第5条 隊員の活動時間は、1日当たり7時間45分とし、週31時間の活動を原則とする。

(秘密を守る義務)

第6条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(市の役割)

第7条 市は、協力隊の活動が円滑に実施できるように、次に掲げることを行うものとする。

- (1) 協力隊の年間事業計画の作成
- (2) 地域協力活動に関するコーディネート
- (3) 地域協力活動終了後の定住支援
- (4) その他協力隊の円滑な活動に必要なこと

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。